

令和8年2月

徳島大正銀行

【投資信託】 定時定額契約 引落方法の変更について

投資信託の定時定額契約の引落方法を変更いたしますのでお知らせいたします。

1. 変更内容は、以下のとおりです。

	変更内容
変更前	合計金額で引落します。 (通帳印字は1件です。)
変更後	契約明細順に引落します。 (契約が複数ある場合は、通帳印字が複数になります。)

2. 変更日

令和8年3月引落分より変更します。

3. ご注意事項

定時定額契約を複数お申し込みのお客さまの場合

(1) 預金残高が自動積立契約の合計金額より少ない場合、引落可能な契約明細順に引落となります。

(例) 預金残高 6,000 円 積立契約①10,000 円 積立契約②5,000 円の場合、
積立契約②5,000 円のみ引落となります。

(2) 定時定額契約の引落時の通帳印字を下記の通り変更します。

(例) 定時定額契約①10,000 円 ②5,000 円の場合

	変更内容
変更前	15,000 投信積立
変更後	10,000 投信積立 5,000 投信積立

お客さまにはご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上